

花泉地域統合小学校整備事業  
基本構想・基本計画  
(素案)

平成29年 月

## 【基本構想・基本計画共通目次】

基本構想		頁	基本計画		頁
第1	趣旨	3	第1	趣旨	11
第2	学校施設整備の基本方針	3	第2	統合小学校の児童数・学級数	
	基本理念（テーマ）		第3	施設整備計画	
	1 生きる力を育む学校		1	学習関係諸室	
	2 安全で快適な学校		(1)	共通事項	
	3 地域と結び合う学校	3	(2)	普通教室	
第3	学校施設整備における施設機能		(3)	多目的ホール	
1	児童の主体的な活動を支援する施設整備		(4)	特別支援学級関係室	12
(1)	多様な学習形態、弾力的な集団による活動を可能とする施設		(5)	通級指導のための関係室	
(2)	情報環境の充実	4	(6)	理科室	13
(3)	理科教育の充実		(7)	図画工作室	
(4)	国際理解の推進のための施設		(8)	生活科のための施設	
(5)	総合的な学習の推進のための施設		(9)	音楽室	
(6)	特別支援教育の推進のための施設		(10)	家庭科室	
(7)	小中連携を推進するための施設		(11)	コンピュータ室	
2	安全でゆとりと潤いのある施設整備		(12)	図書室	
(1)	生活の場としての施設	5	(13)	教育相談室（心の教室）	14
(2)	健康に配慮した施設		(14)	教材教具の作成、収納空間	
(3)	災害に対する安全性の確保		(15)	その他の学習関係諸室	
(4)	安全・防犯への配慮		2	体育施設	
(5)	施設のバリアフリー対応		(1)	屋内運動場	
(6)	環境への配慮と維持コストの低減	6	(2)	屋外運動施設	15
(7)	カウンセリングの充実		(3)	プール	
3	地域と連携した施設整備		3	共通空間	
(1)	学校、家庭、地域の連携協力		(1)	昇降口	
(2)	学校施設の地域活用		(2)	便所、手洗い、流し、水飲み場等	16
(3)	児童の居場所づくり		(3)	廊下、階段等	
第4	施設計画		(4)	クラブハウス	
1	校地計画		(5)	その他	
(1)	校地環境	7	4	管理関係室	
(2)	立地環境及び通学環境		(1)	校長室	
2	配置計画		(2)	職員室、事務室	17
(1)	全体配置	8	(3)	保健室	
(2)	校舎・屋内運動施設		(4)	会議室	
(3)	屋外運動施設		(5)	職員用更衣室	
(4)	その他の施設		(6)	受付	
			(7)	倉庫、機械室等	
			5	その他施設	18
			(1)	緑地	
			(2)	門	
			(3)	自動車・自転車駐車場	
			6	諸設備	
			(1)	情報設備	
			(2)	冷暖房設備	
			(3)	防犯・防災設備	19

## 花泉地域統合小学校整備事業基本構想

### 第1 趣 旨

この構想は、花泉地域統合小学校整備事業を進めるにあたり、児童の教育の場にふさわしい施設機能を確保するため、基本的な事項について定めるものとする。

### 第2 学校施設整備の基本方針

花泉地域統合小学校整備にあたり、その基本理念（テーマ）を次のとおり定める。

## 『地域と結び合い 安心して 生きる力を育むことができる学校』

#### 1 生きる力を育む学校（高機能かつ多機能で、弾力的に対応できる施設環境）

教育内容・教育方法等の変化などに対応して、多様な学習内容・学習形態やコンピュータ、その他の高度な教育機器の導入などを可能とする高機能かつ多機能な学習環境を確保し、更に、今後の学校教育の進展や情報化の進展等に長期にわたり対応することのできる柔軟な施設とする。

#### 2 安全で快適な学校（健康的かつ安全で豊かな施設環境）

児童等の学習及び生活の場として、日照、採光、通風等に配慮した良好な環境を確保するとともに、障がいのある児童にも配慮しつつ、十分な防災性、防犯性など安全性を備えた安心感のある施設とする。

また、児童がゆとりと潤いをもって学校生活を送ることができ、他者との関わりの中で豊かな人間性を育成することができるよう、生活の場としても快適な居場所となるような施設とする。

さらに、地域の自然や文化を生かした快適で豊かな施設環境を確保するとともに、環境負荷の低減や自然との共生等を考慮した施設機能を有する施設とする。

#### 3 地域と結び合う学校（地域の生涯学習やまちづくりの場としての施設環境）

地域住民にとって拠り所となる公共施設として、まちづくりや生涯学習の場としての活用を一層積極的に推進するためにも、施設のバリアフリー対策を図りつつ、必要に応じ他の文教施設との連携や地域住民との交流にも対応できる施設とする。

また、地域の避難所としての役割を果たすとともに、地域のシンボルとして景観の形成にも貢献することのできる施設とする。

### 第3 学校施設整備における施設機能

#### 1 児童の主体的な活動を支援する施設整備

##### （1）多様な学習形態、弾力的な集団による活動を可能とする施設

① 多様な学習内容・学習形態による活動を可能とする施設として、児童の主体的な活動を支援する工夫や児童の持つ豊かな創造性を発揮できる空間とする。

② 一斉指導による学習以外に、ティームティーチング（複数教員による協力的指導）による学習、個別学習、少人数指導による学習、グループ学

習、複数学年による学習等の活動及び児童の学習の成果の発表などに対応するための学習メディア等が活用できる多目的な空間とする。

- ③ 快適に学習・生活ができるよう、場に応じた材料、色彩、適切な室内環境や吸音・遮音性等を備えた施設環境とする。
- ④ 多様な学習内容・学習形態に対応するとともに、豊かな生活の場とするため、充実した家具を施設計画と一体的に配置できるよう配慮する。

(2) 情報環境の充実

- ① 児童の主体的な活動及び自らの意志で学ぶことを支え、高度情報通信ネットワーク社会において生きる力を育てる教育環境の整備や、校務情報化の推進に資するため、校内の情報ネットワークの整備やコンピュータ、プロジェクタ等の情報機器を導入する。

(3) 理科教育の充実

- ① 多様な教材、教具等を使用した授業など多様な教育方法に対応するため、理科室と図書室等との連携に配慮する。
- ② 特に観察、実験の重要性を踏まえ、様々な実験器具、情報機器等を教員及び児童が活用できるような施設環境とする。
- ③ 小動物の飼育や植物の栽培など、体験活動ができる施設環境に配慮する。

(4) 国際理解の推進のための施設

- ① 外国語の指導、外国人児童の受け入れ、日本の伝統文化や異文化理解等の学習活動への対応を考慮した施設とする。

(5) 総合的な学習の推進のための施設

- ① 多様な学習内容・学習形態に弾力的に対応するため、普通教室、特別教室等の関係や一斉指導による学習のための空間とグループ学習・個別学習のための空間との関係、児童の動線、学習空間の吸音・遮音性等を考慮した施設とする。
- ② 体験的な学習に対応するため、地域社会や自然環境等との連携に配慮した施設環境とする。

(6) 特別支援教育の推進のための施設

- ① 教育上特別の支援を必要とする児童に対して、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うため、一人一人の児童の教育的ニーズを踏まえた指導・支援の実施を考慮するとともに、発達障がいを含めた障がいのある児童の障がいの状態や特性等を踏まえつつ、適切な指導及び必要な支援を可能とする施設環境とする。

(7) 小中連携を推進するための施設

- ① 学校間の連携内容を踏まえ、児童と生徒が発達段階、利用内容に応じ、機能性や安全性を備えた施設環境とする。

2 安全でゆとりと潤いのある施設整備

(1) 生活の場としての施設

- ① 児童等の学習のための場であるのみならず、生活の場として、ゆとりと潤いのある施設とする。

- ② 児童等の行動範囲、動作領域、人体寸法を考慮するとともに、心理的な影響も含めた施設とする。
- (2) 健康に配慮した施設
- ① 児童の健康に配慮し、校内の快適性を確保するため、採光、通風、換気等に十分配慮した施設とする。
  - ② 児童の心と体の健康を支えるため、保健衛生に配慮した施設とする。
  - ③ 児童の体力向上に資するよう、運動が促進される施設とする。
  - ④ 建材、家具等は、快適性を高め、室内空気を汚染する化学物質の発生がない、若しくは少ない材料を採用する。
- (3) 災害に対する安全性の確保
- ① 災害に強く、子供たちの命を守る安全、安心な施設とする。
  - ② 地震発生時において、児童等の人命を守るとともに、被災後の教育活動等の早期再開を可能とするため、施設や設備の損傷を最小限にとどめることなど、非構造部材も含め、十分な耐震性能を持たせる。
  - ③ 学校施設は、災害時には地域の避難所としての役割も果たすことから、想定される避難者数や、起こりうる災害種別のリスクを十分に考慮し、避難所として必要となる機能を、障がい者、高齢者、妊産婦等の要配慮者の利用も踏まえ持たせるよう配慮する。
- (4) 安全・防犯への対応
- ① 児童の安全確保を図るため、学校内にある施設・設備について、児童の多様な行動に対し十分な安全性を確保し、安心感のある施設とする。
  - ② 校内を見渡せる位置に職員室を配置するなど、セキュリティに配慮し、不審者等に対して適切に対応できる施設とする。
  - ③ 屋内外ともに死角をなくし、教職員のみならず周囲住民等が児童を見守り、児童の安全を確保できるような施設とする。
- (5) 施設のバリアフリー対応
- ① 障がいのある児童、教職員等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように、障がいの状態や特性、ニーズに応じた施設とする。
  - ② 学校の教育活動への地域の人材の受入れなど様々な人々が学校教育に参加すること、地域住民が生涯学習の場として利用すること、地震等の災害発生時には地域の避難所としての役割を果たすこと等、高齢者、障がい者を含む多様な地域住民が利用することを踏まえた施設となるよう配慮する。
- (6) 環境への配慮と維持コストの低減
- ① 学校施設における温室効果ガスの排出量を削減するため、断熱化や日射遮蔽等の建物性能の向上を図るとともに、照明や冷暖房等の設備機器の高効率化を図れる施設とする。
  - ② 太陽光や太陽熱、風力、バイオマスなど再生可能エネルギーの導入、を図るとともに、緑化、木材の利用等により、環境負荷を低減するだけでなく、環境教育での活用や地域の先導的役割を果たす施設となるよう配慮する。

- ③ 木と触れ合い、ぬくもりや安らぎを感じることができる施設として整備し、木材の使用に際しては、県産材の利用に努める。
- ④ 自然と調和し、樹木、花壇等の充実を行い、敷地の緑化を行う等、豊かな屋外教育環境を有する施設とする。
- ⑤ 維持管理が容易で、施設の維持コストを抑えられる施設とする。

(7) カウンセリングの充実

- ① 保健室、教育相談室（心の教室）、適応指導教室、保護者等のための相談スペース等については、児童や保護者が安心して利用できるよう配慮する。

3 地域と連携した施設整備

(1) 学校、家庭、地域の連携協力

- ① 保護者、地域住民等が学校運営や様々な学校の教育活動を支援する取り組みなど、学校と地域の連携・協働が促進され、また、他の文教施設等との連携も容易に展開できる施設となるよう配慮する。

(2) 学校施設の地域利用

- ① 児童や地域住民が有効に活用できる施設とし、地域住民の利用や児童との交流が促進されるような施設とする。
- ② 様々な利用者に配慮した、快適、健康、安全で利用しやすい施設であるとともに、学校開放の運営と維持管理の行いやすい施設とする。

(3) 児童の居場所づくり

- ① 共働き家庭など、留守家庭における放課後の児童に、遊びや生活の場を提供し、健全な育成を促すため、放課後等の児童の安全、安心な居場所づくりを進めることとし、放課後児童クラブの学校内配置を検討する。

第4 施設計画

1 校地計画

(1) 校地環境

①安全な環境

- ア 地震、洪水等の自然災害に対し安全性が高いこと。
- イ 建物、屋外運動施設等を安全に設定できる地質及び地盤であるとともに、危険な埋蔵物や汚染のない土壌であること。
- ウ 校地に接する道路の幅員、接する部分の長さ等を考慮し、緊急時の避難、緊急車両の進入等に支障のない敷地であること。

②健康で文化的な環境

- ア 良好な日照など快適な自然区間で、景観的にも優れたものであること。
- イ 排水の便が良好であること。

③適正な面積及び形状

- ア 必要な学校施設を整備することができる面積であること。
- イ まとまりのある適正な形状であること。

(2) 立地環境及び通学環境

①立地環境

- ア 校地は、地理地勢や通学距離に配慮した場所とすること。
- イ 中学校との連携や地域施設とのネットワークを考慮した場所とすること。

②通学環境

- ア 児童が疲労を感じない程度の通学距離や通学時間に配慮すること。
- イ 通学区域を設定する場合には、児童の居住分布等を適正に考慮すること。
- エ 安全な通学路を確保することに十分配慮すること。

2 配置計画

(1) 全体配置

①校地利用

- ア 各施設部分の必要とされる機能を十分に分析し、建物部分と屋外部分とが相互に均衡のとれた利用計画のもとに各施設を配置すること。
- イ 地盤状況を適確に把握し、災害時等の安全を確保することができるよう各施設を配置すること。
- ウ 児童等が潤いを感じ、また、必要に応じ学習や生活に弾力的に利用することのできるよう、教室の前庭や教室と連続したテラス等のゆとりの空間を各施設廻り等に確保するよう各施設を配置すること。

②配置構成

- ア 各施設が機能的な連携を通じそれぞれの機能を十分に発揮することができるよう、相互の配置関係に十分配慮すること。
- イ 各施設について、それぞれの必要とされる機能、利用形態等に応じ、適切な日照、通風その他の自然環境を確保できるよう配置すること。
- ウ 日常の通行においてはもちろん災害時の避難においても、児童等が安全な移動経路を設定することができるよう各施設を配置すること。
- エ 保護者や地域住民等の訪問者の利便性に配慮しつつ、児童、訪問者、車等の各移動経路を合理的に設定することができるよう各施設を配置すること。
- オ 施設全体としての意匠、周辺の景観との調和等に配慮し、景観や町並みの形成に貢献することのできるような施設とすること。
- カ 防犯及び事故防止の観点から、死角が生じないよう各施設を配置すること。
- キ 特に低学年の児童が活動する施設については、防犯上の安全性を確保するため、屋外空間や半屋外空間を含めた活動範囲の明確化、敷地境界からの十分な距離の確保、職員室や事務室等の教職員の居場所との位置関係に配慮すること。

(2) 校舎・屋内運動施設

①建物位置

ア 建物の敷地は、地質及び地盤条件を確認のうえ、適切な基礎補強等を行うこと。

イ 校舎は、外部騒音の影響を可能な限り避け得る位置に配置すること。

ウ 周辺農地への影響や、住宅等との間で相互のプライバシー等に支障が生じることのないよう配置すること。

エ 地域との連携を考慮し、児童と地域との交流や学校開放を実施する際の利用者の動線に留意し、交流部分や開放部分の配置を考慮した建物の位置とすること。

②建物構成

ア 建物は、必要な隣棟間隔を確保しつつ、敷地面積の有効利用に配慮すること。

イ 校舎、屋内運動施設等の周囲に、緊急時の避難、施設の維持修繕等に必要な一定の空間を確保すること。

(3) 屋外運動施設

①施設位置

ア 屋外運動場については、災害時においても安全性を確保することができる位置に配置すること。

イ 校舎や周辺住宅等への騒音、ほこり等の影響をできるだけ避けるような位置に配置すること。

ウ 学校開放への要請に対応しやすいよう、外部から利用しやすい位置に配置すること。

②施設構成

ア 各施設は、相互に近接したまとまりのある配置とすること。

イ 校舎、屋内運動施設等との連絡のよい配置とすること。

ウ 観覧のための施設を配置することのできる空間を、必要に応じ計画すること。

(4) その他の施設

①門

ア 児童の安全上及び教育上の支障がなく、周辺の地域住民の生活等に支障を及ぼさないような位置に配置すること。

イ 不審者の侵入防止や犯罪防止、事故防止等の観点から、職員室や事務室等の教職員の居場所から見通しがよく、死角とならない位置となるよう配慮すること。

ウ 方位、位置等は、利用者が門から中に入った際に建物の出入口の位置を認識することができるよう設定すること。

②緑地

ア 緑地の効用を考慮し、維持管理に十分留意しつつ、校地面積に応じて確保すること。

イ 建物、屋外運動施設などの規模、配置等との釣合や自然学習環境としての役割に留意し、校地内に均衡よく配置すること。

③サービス施設

ア 訪問者の車、管理上の戸外作業や給食運搬等のためのサービス用車両等の一時駐車のためのサービスエリアを、必要に応じ、適切な位置に配置すること。

イ 設備系の諸室を別棟とする場合は、適切な位置に、安全性に十分配慮して配置すること。

④その他

ア 職員等の駐車場や自転車等駐車場は、児童等の安全を確保した上で、諸行事等も念頭においた必要面積を適切な位置に配置すること。

イ スクールバスや児童送迎用自家用車が、安全に駐停車、転回できる場所を確保するとともに、児童が安全に乗降でき、かつ、児童の待機場所についても配慮すること。

エ 屋外倉庫、その他の施設及び設備は利用しやすく、かつ、学習活動等に支障の生じないような位置に配置すること。



## 花泉地域統合小学校整備事業基本計画

## 第1 趣 旨

この計画は、花泉地域統合小学校整備基本構想を具現化するにあたり、基本的な事項について定めるものとする。

## 第2 統合小学校の児童数・学級数

平成28年5月1日現在の花泉地域6小学校の全児童数は629人となっているが、児童の推計調査によると、平成34年4月の統合時には505人となることから、学級数は普通学級17学級と見込みます。

また、特別支援学級は、状況等を勘案して見込まれる必要学級数を整備する。

## 第3 施設整備計画

## 1 学習関係諸室

## (1) 共通事項

- ① 各学年段階における学習内容・学習形態等に応じ、一斉指導による授業、グループ学習、少人数指導による学習など多様な学習集団に弾力的に対応できる空間を確保すること。
- ② 総合的な学習等に対応し、普通教室、多目的教室、特別教室、共通学習空間、教材・教具の作成・収納空間等を機能的な連携に配慮して配置すること。
- ③ コンピュータ室、図書室等、問題解決的な学習等における児童の主体的・積極的な利用を促す諸室については、普通教室、多目的教室等と機能的な連携に配慮して配置を計画すること。
- ④ 教室は、当該地域の気候風土や気候の季節的变化も考慮し、日照、採光、通風等の良好な環境条件を確保することのできる方位及び位置に設定すること。

## (2) 普通教室

- ① 多様な学習形態に対応する設備の配置が可能な面積、形状等とするとともに、児童の生活の場としてふさわしく、児童にとって魅力ある場として計画すること。
- ② 十分な面積の掲示板を壁面等に設けるよう計画すること。
- ③ 収納棚その他の生活用設備は、児童のための動作空間とともに、教室の周辺部の日常的に目の届く位置に計画すること。
- ④ 男女別に更衣できるような可動式の間仕切りを計画すること。
- ⑤ 低学年児童のための普通教室は、生活科のための施設、屋外の作業テラス、固定遊具の遊び場など低学年児童の利用する他の学習・生活空間と空間的・機能的にまとめて計画すること。

## (3) 多目的教室

- ① 他の学習空間との役割分担及び機能的な連携を十分検討し、予定する学習内容・学習形態や、低学年・高学年等の発達段階による学習集団の編成の違

いなどに応じ、適切な規模、構成等とするとともに、多様な教育活動に柔軟に対応できるよう計画すること。

- ② 学年あるいは全校の普通教室から利用しやすい位置に計画すること。
- ③ 学習・研究成果の発表やその展示のできるような利用にも配慮すること。

#### (4) 特別支援学級関係室

- ① 特別支援学級関係室の計画に当たっては、児童の障がいの状態や特性等に応じ、特別支援学校施設整備指針を準用すること。
- ② 障がいの状態に応じた教科指導や、障がいの状態の改善・克服を目的とする指導等の多様な学習活動等に柔軟に対応できる空間を確保すること。
- ③ 障がいの特性を考慮し、十分な安全性を確保することのできる位置に計画すること。
- ④ 障がいのない児童との交流及び共同学習への対応を考慮し、他の普通教室、多目的教室、生活・交流空間等との関連に留意して計画すること。
- ⑤ 通常の学級に在籍する情緒障害、自閉症やADHD等の障害のある児童が落ち着きを取り戻すことのできる小規模な空間は、外部からの音や視覚的な刺激が制御でき、かつ、安全性を十分考慮した面積、形状等とすること。
- ⑥ 職員室及び保健室との連絡、便所等との関連に十分留意して位置を計画すること。

#### (5) 通級による指導のための関係室

- ① 周辺環境が学習生活面や安全面へ及ぼす影響が障害のない児童に比較して大きいことに留意し、良好な環境条件及び十分な安全性の確保に留意して計画すること。
- ② 障がいの状態及び特性に応じ、障害による学習上又は生活上の困難の改善克服を目的とする指導や、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導等の多様な学習活動等を円滑かつ効果的に行うことができるような室構成とすること。
- ③ 個別指導又は小集団による指導のための教室は、障害の特性等に対応する机、家具などの配置が可能な面積、形状等とすること。
- ④ 多目的室・プレイルーム等は、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする多様な活動を安全かつ円滑に実施するための活動空間を確保できる面積、形状等とすること。また、これらの活動に必要なとなる設備、家具等の設置空間及び教材、教具等を保管するための収納空間を確保できる面積、形状等とすること。

#### (6) 理科室

- ① 実験用機及び必要となる各種設備について、学習集団の規模と数、指導方法等に応じ適切に配置することのできる面積、形状等を計画すること。
- ② 準備室内に薬品を安全に収納し、管理することのできる空間を設けるとともに、地震等による薬品の落下及び薬品棚の倒壊が起こらないように計画すること。
- ③ 実験用機等を可動なものとすることや、水栓、流しその他の設備を設置するコーナー等の空間を室内周辺部に配置することを計画すること。

## (7) 図画工作室

- ① 表現活動の内容に応じた適切な大きさの可動式の机等を活動しやすい間隔で配置することができるよう面積、形状等を計画すること。
- ② 収納、保管、展示、鑑賞等のための家具等を設置することのできる空間を確保すること。
- ③ 工作用の機械等を児童が安全に利用できるような動作空間を計画しつつ危険防止の防護柵等で分けした空間にまとめて設置することのできる面積、形状等とすること。
- ④ 十分な水栓、流し、水切り等を利用しやすいよう設置することのできる空間を確保すること。
- ⑤ 準備室内に、揮発性の高い塗料等の危険な材料、各種工具等を安全に保管することのできる空間を設けることが重要である。また、準備室内等に製作途中の作品等を一時的に保管できる空間を設けることが望ましい。

## (8) 生活科のための施設

- ① 生活科の学習における児童の活動場所は、学校の全ての施設が対象となるため、学校施設全体を生活科の実施に対応する環境として計画すること。
- ② 生活科のために準備する教材・教具等を集約配備する室・スペースを、他の学習関係諸室や屋外教育環境施設との役割分担や連携を考慮しつつ計画すること。
- ③ 地域の社会環境、自然環境の実態や周辺の地域施設等との連携に配慮して施設環境について計画すること。

## (9) 音楽室

- ① 良好な音響的環境となるよう空間の形状を計画するとともに、遮音性能についても考慮し計画すること。
- ② 大型の楽器を含め、学習活動に使用する楽器等が適切に配置できる面積形状等を計画すること。
- ③ 学習内容の多様化などを踏まえた視聴覚教育メディアの設置や、児童が日常的に利用する楽譜、楽器等の収納のための空間を計画すること。

## (10) 家庭科室

- ① 実習用机及び必要となる各種設備を編成する集団の数、規模等に応じて適切に配置することのできる面積、形状等に計画すること。
- ② 調理及び被服の機能を備えた教室とすること。
- ③ 教科指導、総合的な学習等の学習に対応できる教室とすること。

## (11) コンピュータ室

- ① 将来の機器更新等を考慮し、コンピュータ機器、机等を利用しやすいよう配置することのできる面積、形状とすること。
- ② 情報化に対応した他の学習関係諸室等との役割分担を明確にし、相互の密接な連携に留意して計画すること。

## (12) 図書室

- ① 利用する集団の規模等に対して十分な広さの空間を確保するとともに、各教科における学習活動等において効果的に活用することができるよう普

通教室等からの利用のしやすさを考慮しつつ、児童の活動範囲の中心的な位置に計画すること。

- ② 児童の様々な学習を支援する学習センター的な機能、必要な情報を収集・選択・活用し、その能力を育成する情報センター的な機能、学校における心のオアシスとなり、日々の生活の中で児童がくつろぎ、自発的に読書を楽しむ読書センター的な機能について計画すること。

(13) 教育相談室（心の教室）

- ① グループ指導も可能となるよう必要な面積、形状等を確保するとともに必要に応じ空間を仕切ることができるよう計画すること。
- ② 児童と教師が個別に相談したり、児童が落ち着いて時間を過ごすための空間、教師が保護者等からの相談に応じる空間として計画すること。
- ③ 児童の立ち寄りやすい位置に保健室との連携を考慮し計画すること。
- ④ 不登校児童の居場所としての適応指導教室は、学校内で他の学習空間から独立した場所となるように配置し、暖かい家庭的な雰囲気の中で個別学習を行うことのできる空間として計画すること。

(14) 教材・教具の作成・収納空間

- ① 教材・教具の種類、数量等に応じた必要な規模を確保するとともに、適切な運搬経路を確保することのできる位置に計画すること。
- ② 児童の自主的な利用も考慮しつつ、教材等の作成の機能を備えた教材・教具の作成・収納空間を、図書室、視聴覚教室、多目的ホール等と連携した空間として計画することにも配慮すること。
- ③ 教材などの複写、印刷等を行う専用のスペースを、学習関係諸室のまとまりの中に配置すること。

(15) その他の学習関係諸室

- ① 児童会や委員会活動等のための特別活動室は、他の室・空間における活動を考慮しつつ、必要となる規模の空間を適切な位置に計画すること。
- ② 放送室は、教職員だけでなく児童の利用にも便利な位置に計画すること。
- ③ 外国語指導助手（ALT）や地域との関わりを持った多様な活動に対応するための非常勤講師や学校支援ボランティア等の控室についても計画することが望ましい。

## 2 体育施設

### (1) 屋内運動場

- ① 教科体育、体育的行事、クラブ活動及び学校開放等における各種の運動に必要な面積、長短辺寸法、天井高等を適切に計画すること。
- ② 器具室は、器具等の種類に応じ出し入れしやすいよう分類し保管することのできる面積、形状等とすること。
- ③ 出入口及び便所、更衣室、ミーティング室等の付属施設は、学校教育活動及び学校開放にも利用しやすい位置、規模、機能に計画すること。
- ④ 観覧のための空間を、必要に応じ計画すること。
- ⑤ 通風、換気及び自然採光を十分確保するとともに、適切な室温を確保す

るよう計画すること。

- ⑥ 儀式的行事、学芸的行事、各種集会、学習・研究成果の発表等における利用を予定する場合は、必要な規模のステージ、控え室等の空間を確保することとし、視聴覚メディア、音響機器等の設備にも十分配慮した計画とすること。
- ⑦ 避難所となる場合に備えて、便所、更衣室、備蓄倉庫等を計画すること。
- ⑧ 照明電球の交換等、施設の維持管理が容易に行えるよう計画すること。

## (2) 屋外運動施設

### ① 校庭

- ア 運動の種類、利用形態等に応じ、必要な規模と機能を確保するよう計画すること。
- イ 学校開放時の利用も考慮し、運動器具庫、水栓等の配置、便所等の付属施設を適切に配置すること。
- ウ 適度の保水性と良好な排水性を確保するよう計画すること。

### ② 低学年用屋外運動場（遊具施設等）

- ア 児童の発達段階、利用状況等に応じ十分安全であるとともに、運動技能の向上につながるよう計画すること。
- イ 職員室等の居場所から容易に把握でき、十分な安全性を確保した施設を計画すること。

### ③ プール

- ア 水槽部分は、利用内容等を考慮しつつ、長さ及び幅を適切に設定し、必要な水面積を確保すること。
- イ 水深については、急激な変化のない適切な深さとし、見やすい位置に水深表示を設けること。また、低学年児童の利用、児童の安全性を考慮し、水深を可変できるような仕組みを取り入れること。
- ウ 更衣室、便所、シャワー室等の附属施設と一体的に計画すること。
- エ プールサイド及び通路等は、プール本体の大きさ等を考慮して、十分な広さを確保すること。

## 3 共通空間

### (1) 昇降口

- ① 出入口の幅を十分確保し、下足箱、傘立て等の配置を考慮し、安全かつ円滑に出入りできる面積、形状等とすること。
- ② 車椅子を利用した移動に支障のない適切な面積、形状等とし、障がいのある児童、教職員及び学校開放時の高齢者、障がい者等の利用に支障のないようにすること。
- ③ 校舎内の普通教室との連絡がよく、上履きと下履きの動線が交差することなく、かつ、校舎等の周囲を迂回せず屋外運動場へ出やすい位置に計画すること。
- ④ 風、積雪等地域の気候的特性に留意し、位置及び出入りの向きを計画すること。

⑤ 昇降口の前面に降雨時、降雪時等における傘の利用を考慮した空間を確保すること。

⑤ 保護者等のための昇降口を設置する場合は、来校する保護者等が立ち寄りやすい位置で、利用人数に応じた規模を計画すること。

(2) 便所、手洗い、流し、水飲み場等

① 男女別に児童数、利用率等に応じた適切な数と種類の衛生器具を設置することのできる面積、形状とし、清潔で使いやすい計画とすること。

② 障がいのある児童、教職員及び学校開放時又は避難所開設時の高齢者、障がい者等の要配慮者の利用を踏まえた便所を計画すること。

③ 手洗い、流し等を設置する空間は、児童数、利用率等に応じた数の水栓を適当な間隔で設置することのできる面積、形状等とすること。

④ 手洗い、流し等は、通行部分が濡れるような配置は避け、まとまりのあるコーナーとして計画すること。

⑤ 教職員用や外来者用の便所は、児童用とは別に、適切な位置に計画すること。

(3) 廊下、階段等

① 安全かつ円滑な動線としての機能を確保できるよう規模、配置等を計画すること。

② 廊下にベンチ等を配置するなど、児童の交流の場や作品等の展示などの場としての利用も考慮し、規模、空間構成等を計画すること。

③ エレベーターを設ける場合は、必要な規模のエレベーターホール等の空間を適切な位置に計画すること。

(4) クラブハウス

① P T A活動やボランティア活動の場としての利用のみならず、学校教育における利用も考慮しつつ、開放時の活動に伴い必要となる諸行為を安全かつ円滑にできるような面積、形状等とするよう計画すること。

(5) その他

① 児童の生活用諸施設・設備のための空間は、校内の必要な場所に分散し、まとまりのあるコーナーとして計画すること。

② 足洗い場は、主要な出入口に近接した位置に計画することが望ましい。

~~③ 児童更衣室は、児童に利用しやすい位置に、男女別に計画すること。~~

④ 短い時間にも児童が気軽に休憩、談話等に利用することのできるようラウンジや小空間等の配置にも配慮すること。

4 管理関係室

(1) 校長室

① 必要に応じ他の管理関係室と区画し、応接や各種資料等を保管するための家具等を設置することのできる面積、形状等とすること。

② 学校の歴史等に関わる各種資料等を保管し、展示するための家具等を設置することのできる空間を校長室に確保すること。

(2) 職員室、事務室

- ① 事務処理のための机、椅子等の家具や機器を適切に配置し、書棚、掲示板、個人用ロッカー等を十分に設置することができるようにするとともに、各種の文書、教材・教具等の保管のために必要な面積、形状等とすること。
- ② 防災関係設備の配置については、自動火災報知器、防排煙連動操作盤等の設備や非常用放送設備等との関連を図り適切な空間を確保すること。
- ③ 職員室は、屋外運動場、アプローチ部分などの見渡しがよく、校内各所への移動に便利な位置に計画すること。
- ④ 必要に応じ職員室内に休憩コーナー、打合せコーナー、湯沸し、流し等の設備を配置するコーナー等の空間を設けること。
- ⑤ 事務室は、校長室、職員室、外来者用玄関、受付等との連絡のよい位置に計画すること。

(3) 保健室

- ① 静かで、良好な日照、採光、通風などの環境を確保することのできる位置に計画すること。
- ② 屋外と直接出入りすることのできる専用の出入口を設け、その近傍に手洗い、足洗い等の設備を設置する空間を確保するよう計画すること。
- ③ 救急車、レントゲン車などが容易に近接することのできる位置に計画すること。
- ④ 職員室との連絡及び便所等との関連に十分留意して位置を計画すること。
- ⑤ 健康に関する情報を伝える掲示板を設定するなど、健康教育の中心となるとともに、児童のカウンセリングの場として、児童の日常の移動の中で目にふれやすく、立ち寄りやすい位置に計画すること。

(4) 会議室

- ① 会議室は、会議机等の家具を弾力的に配置することのできる面積、形状等とすること。
- ② 会議室は、必要に応じ各種視聴覚メディアを効果的に活用することのできるような計画とすること。

(5) 職員用更衣室

- ① 男女別に計画し、必要な収納家具を設置することのできる面積、形状等とすること。

(6) 受付

- ① 防犯上の観点から、外部からの来訪者を確認し、不審者を識別できるようにするため、運営体制を考慮した上で、来訪者の使用する門に隣接した場所や建物の出入口付近等の分かりやすい位置で、職員室や事務室等に隣接した位置又はその一部に、来訪者応対用の受付を設置すること。

(5) 倉庫、機械室等

- ① 倉庫は、収納し、管理する物品等の現況及び将来の需要を十分検討し、物品の種類に応じ、必要となる空間を確保すること。

- ② 各倉庫は、収納し、管理する物品等を使用する場所と連絡のよい位置にそれぞれ計画することが望ましい。
- ③ 備蓄倉庫を整備する場合には、防災担当部局と連携して、想定される災害に対して安全な場所に設置するとともに、必要な食料や毛布などの備蓄に必要な空間を確保すること。
- ④ 機械室、電気室等は、児童の学習・生活空間から離れた所に計画することが望ましい。

## 5 その他施設

### (1) 緑地

- ① 植栽のもつ機能を、積極的かつ効果的に学校施設に取り入れ計画すること。
- ② 維持管理の方法を十分検討しつつ、樹木の成長等の状況を十分予測し、長期的な展望のもとに緑化計画を策定すること。

### (2) 門

- ① 学校が地域の中で果たす象徴的役割を表現することのできるような象徴性・文化性に配慮した意匠とすることが望ましい。
- ② 避難所等となる場合においては、避難所等である旨及び避難経路をわかりやすく示す案内図やサインを設置すること。

### (3) 自動車・自転車等駐車場

- ① 必要最小限の自動車や自転車等の駐車及び円滑かつ安全な出入りに必要な面積、形状等を計画すること。
- ② 出入りに伴う騒音、排気ガス等が学校教育活動や周辺に影響を及ぼすことのないよう計画すること。
- ③ 不審者の侵入防止や犯罪防止等の観点から、死角とならない場所に配置するなど、来訪者を適確に確認できる構造に配慮すること。

## 6 諸設備

### (1) 情報設備

- ① 校内電話、インターホン、校内LAN、テレビ会議等の設備は、利用の目的に応じ、必要とする回線網を適切に確保することのできるようあらかじめシステムを検討し、導入することを計画すること。
- ② 避難所となる場合には、災害時に避難所利用者が電話や電子メール等で安否確認等を行うことができるよう、特設公衆電話等の避難所の情報通信環境を整備するなども計画すること。

### (2) 冷暖房設備

- ① 当該各室・空間の壁、開口部などの断熱化、室形状、自然の通風条件等と併せ総合的に計画することが重要である。
- ② 屋内運動場を体育活動や儀式的行事、学芸的行事、各種集会、学習・研究成果の発表等に利用することを考慮し、地域の寒冷度、利用状況等を十分検討した上で、暖房設備の設置を計画すること。

- ③ 保健室や特別支援学級関係室等は、地域の実態等に応じ、暖房設備又は冷房設備の設置を計画すること。
- ④ 避難所開設時には、冷暖房設備を設置した部屋を、高齢者、障がい者、妊産婦等の要配慮者の専用スペースとすることも想定して計画すること。

(3) 防犯、防災設備

- ① 緊急事態発生時に、校内各教室・スペース、校長室、職員室、事務室相互間や、警察、消防への連絡等が迅速に行えるよう、普通教室、特別教室、体育館等の児童等が常時活動する場所に、インターホンや電話等の通報装置の設置を計画すること。
- ② 外部からの来訪者の確認、見通しが困難な場所や死角となる場所の状況把握、犯罪企図者の侵入防止や犯意の抑制、児童等の安心感の醸成等、学校や地域の状況を踏まえ、その設置目的を明確化した中で、防犯監視システム等の設置を計画すること。